



令和4年4月

一時預かり事業は、不定期の就労や子育てのリフレッシュ、通院など一時的に預けた場合に保育所等の施設で預かりを行う事業です。

### ※利用するにあたっての注意事項

- ・すべての施設で実施しているものではありませんので、ご利用に実施施設をご確認ください。
- ・予約の空き状況等について、直接各施設へお問い合わせください。
- ・「就労型」「リフレッシュ型」どちらになるか不明な場合は施設給付課までお問合せください。
- ・一時預かり事業の利用料について無償化の手続きをされる場合は別途、子育てのための施設等利用給付認定証を取得することが必要です。要件や手続き等の詳細は、市ホームページ又は、子どもすこやか部事務センター（幼児教育・保育無償化）TEL：06-4309-3322 までお問合せ下さい。

## 就労型

就労している保護者の子どもが保育園等に入れない場合は保護者が不定期の就労などを行う場合に、一時的に預けたいときに利用できます。

また、就労以外にも下記のいずれかに該当する方も利用することができます。

「求職活動」 「妊娠出産等」 「介護看護」 「疾病障害」 「就学」



一日最大 8 時間

	4 時間以内	4 時間超
0～2 歳	1200 円	2400 円
3 歳	600 円	1200 円
4 歳以上	500 円	1000 円

※満年齢で適用されます

## リフレッシュ型



一日原則 4 時間

	1 時間あたり
0～2 歳	400 円
3 歳	250 円
4 歳以上	200 円

※満年齢で適用されます